

# 平成18年度市民税の申告相談

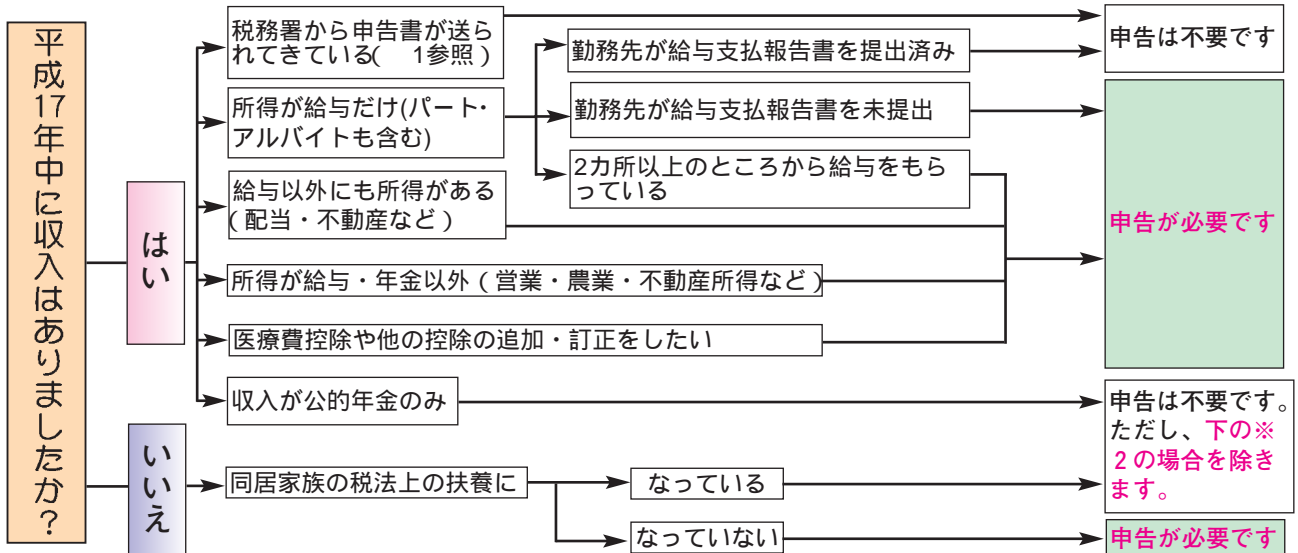
受付期間 2/16(木)～3/15(水)

申告制度は、申告者自らが前年中の収入・経費を計算し、その金額を基に、所得税や市県民税・国民健康保険税・介護保険料などを応分に負担していただくための重要なしくみです。申告が必要な人は、本庁市民税課または各支所へ申告書を提出してください。

<注意>確定申告書の提出は税務署になります。(14ページ参照)



## まずはチェック！あなたは市県民税の申告が必要？



※1 やつしろハーモニーホール3階が税務署の確定申告会場となっており、確定申告する人は、市県民税の申告は不要ですが、税務署で「申告不要」と言われた人でも、市県民税の申告は必要な場合があります。

※2 上記の申告不要に該当する人も下記に記載した各種サービスを利用(申請)する場合には、申告が必要になる場合があります。

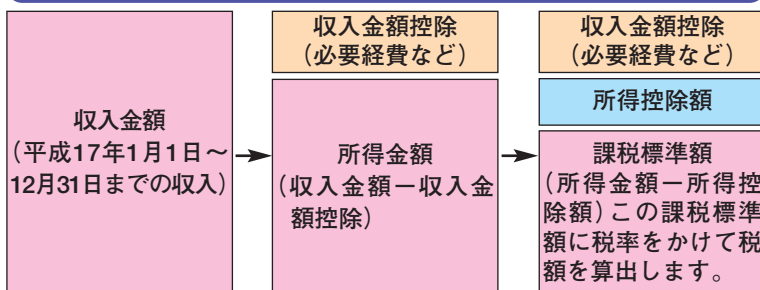
◆国民健康保険加入の人(算定資料・軽減措置の判定・高額療養費支給の申請) ◆介護保険加入の人(算定資料)  
◆所得証明が必要な人 ◆市営住宅を利用する人 ◆その他福祉関係のサービスを利用する人 など

◎今年度は申告案内のハガキを各家庭に送らず、営業・農業・不動産収入等などが見込まれる人を対象に、收支内訳書を送付しています。申告書用紙が必要な人は、各支所・出張所・校区公民館などに「書き方」も一緒に用意していますので、ご利用ください。また、記入を済ませた申告書は、郵送での提出もできます。

※申告用紙は下記の八代市ホームページ上からも取り出せます。

URL=<http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/> 暮らし→税金→様式集

### 市県民税の計算のしくみ(概略)



#### 所得割

課税総所得金額	市民税		県民税	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超 700万円以下	8%	10万円	3%	7万円
700万円超	10%	24万円	3%	7万円

#### 均等割

市民税	3,000円
県民税	1,500円 (内500円は「水と緑の森づくり税」)

※土地・建物、株式等の譲渡所得や山林所得等の分離課税の所得や配当所得については別途税率や計算方法が定められています。個別にお問い合わせください。

◆65歳以上の人の老年者控除がなくなり、65歳以上で所得が125万円までの人は、住民税が非課税でしたが、この制度がなくなります。(ただし、平成18年度は税額の3分の2、19年度は3分の1の額を減額します)

◆65歳以上(平成18年1月1日が基準日)の人の公的年金控除額は140万円から120万円へ変更になります。

◆定率減税額は15%から7.5%へ変更になります。

◆配偶者の均等割額が、二千五百円から四千五百円になります。

### 平成18年度市県民税の主な改正事項

市県民税申告相談受付日程・会場

受付時間  
9:00

16:00

駐車場が混雑します。なるべく公共交通機関をご利用ください。

	指定校区・町内・行政区など	指定日	会場
旧八代市	東町	2/20(月)	僻地集会所
	(午前)二見洲口町・二見本町・二見赤松町 (午後)二見下大野町・二見野田崎町	2/21(火)	二見公民館
	(午前)日奈久新開町・日奈久大坪町・日奈久新田町・日奈久山下町・日奈久竹之内町・日奈久浜町・日奈久東町・日奈久中町 (午後)上記以外の日奈久校区	2/22(水)	南部市民センター
	代陽・八代・龍峯	2/23(木)・24(金)	やつしろハーモニーホール 1階多目的ホール
	太田郷	2/27(月)・28(火)	
	松高・郡築・昭和	3/1(水)・2(木)	
	植柳・麦島・宮地	3/3(金)・6(月)	
	高田・金剛	3/7(火)・8(水)	
	八千把	3/9(木)・10(金)	
千丁町	上土・上外・下外・北村・塘・北吉王丸	2/16(木)	千丁支所2階大会議室
	南吉王丸・新牟田一・新牟田二・新牟田三	2/17(金)	
	東牟田・西牟田上	2/20(月)	
	西牟田下・二の丸・八代新地・川開	2/21(火)	
東陽町	南・上河俣	2/16(木)	東陽支所2階大会議室
	北	2/17(金)	
	小浦・下河俣	2/20(月)	
鏡町	(午前)駅前・下有佐・有佐 (午後)中島・下村	2/23(木)	鏡支所3階大会議室
	(午前)内田1~10 (午後)内田11~19	2/24(金)	
	(午前)鏡村 (午後)津口・芝口・野崎	2/27(月)	
	(午前)上鏡・鏡町1~5 (午後)鏡町6~14	2/28(火)	
	(午前)宝出・外出 (午後)北出・大還	3/1(水)	
	(午前)貝洲・碓原 (午後)塩浜・北新地	3/2(木)	
泉町	五家荘地区は、泉支所から連絡します。	2/16(木) 2/17(金)	五家荘地区内
	(午前)本屋敷・白木平・松の原・広平・犬山 (午後)古屋敷・澤無田・いびつ・宮の崎・土生	3/3(金)	農村研修センター
	(午前)和小路・尾園・矢山 (午後)中尾・定野・平・氷川台	3/3(金)	ふれあいセンター
	(午前)白岩戸・糸原・上の門上下・二重・打越・南川内 (午後)乙川・深山谷・野添・日当・杉の谷・下赤根・上赤根・古園	3/6(月)	泉支所
	(午前)河合場・岩奥・一ツ氏 (午後)深山・木場・横手	3/6(月)	かやばの郷
	鎌瀬・中津道・市ノ俣・川岳	2/21(火)	中津道公民館
坂本町	鮎俣	2/23(木)	八代市生活館(旧坂本村生活館)
	深水	3/1(水)	深水生活改善センター
	西部	3/3(金)	西部多目的集会施設
	百済来下・百済来上	3/7(火)	久多良木多目的集会施設
	鶴喰・田上	3/8(水)	田上地区館(旧田上小学)
	坂本・荒瀬・葉木	3/9(木)	坂本中央公民館
	中谷と坂本町の指定日に申告できなかった人	3/10(金)	
	全市内	上記の指定日に申告できなかった人	3/12(日)~3/15(水)

※休日の申告相談は、3月12日(日)にやつしろハーモニーホールで行います。

申告に必要なもの

◎印鑑

《所得(収入)に関するもの》

◆給与や公的年金の申告 源泉

◆徴収票(年金・給与など)

◆営業・農業・不動産所得の申告

収入内訳書(売上げ伝票・仕

切書や帳簿など収入金額の詳

細や各種経費の領収書、17年

中に購入した減価償却資産の

領収書、土地改良費、農業共

済掛金の領収書など経費が分

かるもの)

◆一時所得 保険満期一時金な

どの証明書

◆配当所得 金融機関発行の源

泉徴収票や支払明細など

◆その他 個人年金・講師料・謝

金など各種報酬の支払い明細

《控除に関するもの》

●社会保険料(国民健康保険・

国民年金掛金・介護保険料な

ど)、生命保険、損害保険など

の支払証明書、医療費などの

領収書

※所得金額によっては必要ない

場合もあります。

営業など・農業・不動  
産の収入がある人は、  
収支内訳書を事前に記  
入し、申告会場にお持  
ちください。